永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条　この要綱は、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例(平成27年永平寺町条例第12号)第10条に規定する支援に関して、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する空家等のうち、住宅の用に供されていたもの（長屋および共同住宅を除く。）

1. 老朽空き家

法第２条第２項に規定する特定空家等および住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第４項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損傷し建築物でなくなった住宅を含む。

1. 準老朽空き家

昭和５６年５月３１日までに着工または建築された木造の空家等で、住宅地区改良法施行規則（昭和３５年建設省令第１０号）第１条第１項第一号の規定により、構造の腐朽または破損の程度を外観目視により評定した評点の合算が２５点以上であるものをいう。

(補助対象者)

第3条　補助金の交付を受けることができる者は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　町内に存する空き家等の所有者

(2)　前号の所有者から空き家等の解体及び撤去について委任を受けた者

(補助対象空き家等)

第4条　補助金交付の対象となる空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別に定めた場合はこの限りでない。

(1)　個人、法人が所有するもの。

(2)　所有権以外の権利が設定されていないこと。

(3)　公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(4)　永平寺町空き家等対策検討委員会において、補助金の付与が適当と判断した者

(5)　永平寺町暴力団排除条例(平成23年永平寺町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(補助対象経費)

第5条　補助金交付の対象となる経費は、空き家等の解体及び撤去に要した費用とする。

(補助金の額)

第6条　補助金の額は、前条の補助対象経費の3分の1以内とし、老朽空き家については500,000円、準老朽空き家については300,000円を限度とする。

2　前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3　補助金の交付は、第3条に規定する補助対象者1人につき1回を限度とする。ただし、第3条第2号に定める者についてはこの限りでない。

(補助金交付の申請)

第７条　補助金交付を受けようとする者は、解体着手前に永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

(1)　空き家等の位置図

(2)　空き家等の解体及び撤去にかかる経費の見積書

(3)　空き家等の現況写真

(4)　納税証明書

(5)　登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書

(6)　空き家等の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状

(7)　その他町長が必要と認める書類等

(補助金交付の決定)

第8条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、現地調査等を行い補助要件に適合しているか審査し、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条　前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、永平寺町空き家等解体及び撤去事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、永平寺町空き家等解体及び撤去事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3　町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条　補助金の交付決定を受けた者は、空き家等の解体及び撤去が完了したときは、永平寺町空き家等解体及び撤去事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(1)　空き家等の解体及び撤去に要した経費を証する領収書

(2)　空き家等の現況写真、解体施工中の写真、解体施工後の写真

(3)　その他町長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定)

第11条　町長は、前条の報告を受けた場合は関係書類を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金請求)

第12条　前条の通知を受けた申請者は、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金返還)

第13条　町長は、補助金の交付を受けた者が次に該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めることができる。

(1)　虚偽又は不正の申請が認められたとき。

(その他)

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成30年4月1日告示第2号)

この要綱は、平成33年3月31日限りその効力を失う。ただし、平成33年3月31日までに第７条による補助金交付申請のあったものについては、なお効力を有する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第 7条関係）

　　　年　　月　　日

永平寺町長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付申請書

　永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金の交付を受けたいので、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 空き家等の所有者 | 住 所  氏 名 |
| 空き家等の所在地 | 永平寺町 |
| 構造及び床面積 | 構造： 床面積　　　　　　　　㎡ |
| 建築年 |  |
| 解体等の事業費 | 円 |
| 補助金申請額 | 円 |
| 申請額の算出根拠 | 補助対象経費　　　　　　　円×1／3＝　　　　　円  （申請額の限度額：50万円若しくは30万円） |
| 事業期間 | 年　　月　　日 ～　 　　　年　　月　　日 |

【添付書類】　（1）空き家等の位置図

（2）空き家等の解体及び撤去にかかる経費の見積書

（3）空き家等の現況写真

（4）納税証明書

（5）登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書

（6）空き家等の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状

（7）その他町長が必要と認める書類等

様式第2号（第 8条関係）

永平寺町指令第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　永平寺町長

永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金について、次のとおり決定したので、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金 |
| 決定内容 | 交　付　　　　・　　　　不交付 |
| 交付決定額 | 円 |
| 空き家等の所在地 | 永平寺町 |
| 事業期間 | 年　　月　　日 ～ 　　　　　年　　月　　日 |
| 条　　　　　　件  （不交付の場合はその理由） |  |

様式第3号（第 9条関係）

　　　　年　　月　　日

永平寺町長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

永平寺町空き家等解体及び撤去事業変更（中止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　　号で交付決定のあった、永平寺町空き家等解体及び撤去事業について、次のとおり変更（中止）したいので、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金 |
| 空き家等の所在地 | 永平寺町 |
| 変更 (中止)の内容 |  |
| 変更 (中止)の理由 |  |

様式第4号（第 9条関係）

永平寺町指令第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　永平寺町長

永平寺町空き家等解体及び撤去事業変更（中止）承認通知書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　　号で交付決定した永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金について、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金 |
| 決定内容 | 変更の承認　　　・　　　中止の承認 |
| 当初交付決定額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |
| 空き家等の所在地 | 永平寺町 |
| 条　　　　　　件 |  |

様式第5号（第10条関係）

　　　　年　　月　　日

永平寺町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

永平寺町空き家等解体及び撤去事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　　号で交付決定のあった、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金について、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金 |
| 補助事業の経費の総額 | 円 |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 空き家等の所在地 |  |
| 補助事業完了年月日 | 年　　　月　　　日 |

【添付書類】

（1）空き家等の解体及び撤去に要した経費を証する領収書

（2）空き家等の現況写真、解体施工中の写真、解体施工後の写真

（3）その他町長が必要と認める書類等

様式第6号（第11条関係）

永平寺町指令第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　永平寺町長

永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　　号で交付決定した永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金について、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 | 永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金 |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付確定額 | 円 |
| 備　　　　　　考 |  |

様式第7号（第12条関係）

　　　　年　　月　　日

永平寺町長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け永平寺町指令第　　　　号で交付額確定の通知があった、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金について、次のとおり交付されるよう永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求金額 | | 円 |
| 振  込  先 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座番号 | 普通 ・ 当座 |
| 口座名義人 |  |